

平成31年3月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月22日〔金曜日〕 15時30分 開会

2. 開催場所 市役所議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 (13名)

会長	4番	脇田 峰生
職務代理	8番	日笠山 隆
委員	1番	上妻 力
//	2番	中村 正幸
//	3番	深田 広文
//	5番	羽生 友保
//	6番	杉 為昭
//	7番	鮫島 繁樹
//	9番	牛越 紀幸
//	10番	坂本 江里子
//	11番	岩本 延男
//	12番	河本 アツミ
//	13番	欠 席
//	14番	日高 仙三

4. 欠席委員

13番	石寺 政和
-----	-------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 あっせんについて

議案第4号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

○局長

定刻になりましたので、3月の定例総会を開会いたします。本日は、石寺委員より入院のため欠席届が提出されております。それでは、会長にあいさつをいただき、引き続き議事進行をお願いいたします。

○会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、出席をいただきましてありがとうございます。

さて、春香る3月を迎え、様々な旅立の情景が見られる中、平成30年度も終わろうとしております。法改正以来、私たち農業委員会に課せられた業務は大変な重責となり広範囲にわたるものとなりました。

また、国は、相続登記の義務化や土地所有権の放棄を認める制度の創設など、適正な土地の管理や利用を促す方針で制度改正を行う方向で進んでいます。我々も研修会や地域との意見交換会など、関係機関と連携しながら大切な「農地を守る」ため、活動の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

○議長

それではただいまより3月の定例総会を開会いたします。

○議長

はじめに日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員」の指名をします。議事録署名委員には、5番羽生委員と6番杉議員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は1ページから2ページです。今月は賃借権設定1件、所有権移転2件、合計3件の申請がありました。

1番です。現和浅川地区です。台帳現況地目、畑の2筆で合計面積3,279平米を公売による売却決定にて所有権移転するものです。本来は、農地法施行規則第10条により申請書の提出をする場合には当事者が連名することになっておりますが、同条第1項により不動産公売の場合には売却決定通知を添付して、単独申請で行うことができることとなっております。よって今回の資料の譲渡人には、所有者を記載しておりません。

2番です。現和浅川地区です。台帳現況地目田及び畑の6筆で合計面積5,514平米を贈与により所有権移転するものです。

3番です。国上浦田地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,500平米を賃借により3年間借り受けるものです。以上、本件1番から3番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま、事務局の方から説明がありました。続きまして担当委員の報告をお願いいたします。

○2番委員

2番です。番号1について報告いたします。3月20日朝8時、譲受人立会いのもと現地調査を行いました。譲受人は、安納芋・米・スナップエンドウ等を作る現和校区在住の認定農家です。不動産公売により買受けた物件です。字アランの畑は安納芋を、字明孝田は前の借り人がタマネギの収穫が終わり次第、安納芋を植えたいとのことでした。農業機械についても一式揃っており、経営技術についても何ら申し分ありません。以上、確認の結果、許可相当と考え

ます。番号2について報告いたします。3月19日朝10時譲受人立会いのもと現地調査を行いました。親子同居しており、親から子への無償贈与です。譲受人は、さとうきび、米等を作る農家です。畑にはサトウキビを田には米を作っていました。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても何ら申し分ありません。譲渡人とは、家を訪問し確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○12 番委員

12番です。整理番号3について報告いたします。3月18日譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地調査を行いました。譲受人は現在、父親と安納いも、スナップエンドウを中心に作っている、国上地区には貴重な若手の園芸農家です。トラクター、耕耘機等も所有しております。申請地には、スナップエンドウを植え付ける予定だということでした。

また、譲渡人の方には電話で申請書のとおり間違いないということの確認を取っております。双方確認の結果、許可相当と考えます。審議方よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま議案第1号について、事務局並びに担当委員の方から説明報告がありました。これについて質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第1号について、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長

ありがとうございます。全員の賛成ですので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定いたします。

○議長

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。資料は3ページです。

1番です。申請地は榕城上之原町地区の土地1筆で、台帳地目畑、合計面積495平米であります。申請理由は、譲受人は現在、借家住まいであるため申請地を求め自己の住宅を建築したいとのことです。土地の条件は、農振農用地区域外であり住宅が連たんする区域に近接することから、第3種農地の「市街地内農地」に該当すると判断されます。周辺は北側と東側に道路、南側に宅地、西側に畑がありますが、被害防除計画及び被害防除誓約書が提出されているから転用による周囲の被害はないと思われまます。

また、融資証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われまます。以上で説明を終わります。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました。これについては20日に現地調査が行われております。それでは調査委員長のご報告をお願いいたします。

○07 番委員

7番です。整理番号1について報告をいたします。3月20日、8番委員、5番委員、担当推進委員、私と事務局2名の合計6名で現地調査を行いました。譲渡人の土地はすでに分筆されていて、今回の申請地以外のほうは既に一般住宅が建っていました。写真でいうと右側でございます。今回の申請地は、譲受人が借家住まいのため新たな自分の家を建築したいということで探していたところ、現在の土地で話がついたようでございます。申請地は都市計

画区域内ということで、何ら問題ないと考えます。なお、調査には申請人の代理人として、行政書士の方が1名立ち会っていただきました。以上でございます。審議のほどよろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。それでは続きまして担当委員の報告をお願いいたします。

○5番委員

5番委員です。今、調査委員長の報告がありましたが、何ら申し添えることはありません。以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま議案第2号について事務局及び調査委員長並びに担当委員の方から説明がありました。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。議案第2号について原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」は原案どおり許可することに決定をいたします。

○議長

続きまして議案第3号「あっせんについて」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号「あっせんについて」です。資料は4ページから5ページです。4ページ上段「貸したい」の申し出です。場所は、伊関沖ヶ浜田地区です。賃借料は標準でお願いしたいとのことです。あっせん委員につきましては、6番杉委員と14番日高委員をお願いいたします。

4ページ中段から5ページ上段「売りたい」の申し出です。場所は、上西花里崎地区です。売買金額については標準額を希望しますが相談を可能とのことでしたが、その後、本人さんと確認を取りまして、小廣野については、6筆まとめて100万円、猿獅小田については、60万円にて売却をお願いしたいとのことですが相談には応じますとのことです。

また、猿獅小田については、金網柵を設置しており、金網柵ごと売却をするように予定をしております。あっせん委員につきましては、4番脇田委員と8番日笠山委員をお願いいたします。5ページ中段「貸したい」の申し出です。場所は現和下之町地区です。あっせん委員につきましては、2番中村委員と7番鮫島委員をお願いいたします。以上です。

○議長

今月は「売りたい」が1件と「貸したい」が2件の申し出がありました。このことについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○14番委員

金網柵を売りたいとかいう事務局の説明がありましたけど、本日、鳥獣害対策協議会があって金網柵に関しては、団地で農地で申請している関係上、そう簡単には売れないということを知っておりますがどうですか。

○事務局

そのことについては、鳥獣対策の事務局に、そこが補助対象地域であったのか確認しないといけないので、そこは後日、確認をしながら進めさせて下さい。

○議長

よろしいでしょうか。他にありませんか。

○議長

無いようですので、あっせん委員になられた方はよろしくお願ひいたします。

○議長

続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

説明に入る前に資料の訂正があります。農用地利用集積計画3期①の1の2ページの整理番号5の利用権を設定する者の氏名が間違っていますので訂正をお願いいたします。

それでは、議案第4号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。まずはじめに「利用権の設定」を説明いたします。1の1ページをお開きください。

1段目です。期間が平成31年4月1日から2021年8月31日の2年5カ月間、地目田、面積は4,065平米、合計面積4,065平米、利用権の設定をする者1人、受ける者の1人です。

2段目です。期間が平成31年4月1日から2022年3月31日の3年間、地目田及び畑、面積は、それぞれ2,055平米及び5,239平米、合計面積7,294平米、うち更新分2,055平米、利用権の設定をする者2人、受ける者2人です。

3段目です。期間が平成31年4月1日から2024年3月31日の5年間、地目畑、面積は18,820平米、合計面積18,820平米、うち更新分3,807平米、利用権の設定をする者7人、受ける者5人です。内訳については、1の2ページを詳細については1の3ページから1の16ページをご覧ください。2の1ページをお開きください。

1段目です。平成31年4月1日に所有権を移転するものです。地目畑、面積は3,616平米、合計面積3,616平米、所有権を移転する者3人、受ける者2人です。内訳については、2の2ページを詳細については、2の3ページから2の11ページをご覧ください。以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局の方から説明がありました「利用権の設定」整理番号1番から10番について審議をいたします。なお、整理番号10番につきましては、私が利用権を設定する者になっており、このことについては、農業委員会法第31条の議事参与の制限に該当することから2分割して審議をいたします。まず、整理番号1番から整理番号9番について審議をいたします。担当委員の報告をお願いします。

○4番委員

それでは、整理番号1番から3番について報告をいたします。3月21日、借り人及び推進委員、立ち会いのもとで申請農地の確認を行いました。1番と2番は、2筆になっておりますが現況は1枚の畑です。また、1番と2番の貸し人は兄弟です。1番の方は高齢のため電話で確認をしております。また、2番の方は福岡県在住のため電話で確認しました。畑は、現在サトウキビを作付けしておりました。1番・2番とも申請内容に間違いはありませんでした。

また、3番の貸し人は、高齢のため息子に電話で確認をいたしました。申請どおり間違いありませんでした。なお、借り人の方は、さとうきび・甘藷等を30町歩弱ぐらいの畑を耕作する合同会社で、機械、技術力、労働力ともに揃っております。審議方よろしくお願ひいたします。

○8番委員

8番です。整理番号4番・5番・6番について説明いたします。整理番号4番は、更新の手続きで田は桜園の県道沿いにあります。今回2回目の更新の申請で、3月1日に確認をしております。問題はないと思います。5番・6番についてですが、5番は本人がつくる予定だった

が急遽入院となり、借りる人がいないかという事で探した結果、借り人が借りたいということで、すぐに決まったところです。3月15日に、現地に行って現地調査をいたしました。整理番号6番は、今度2回目の更新になります。この方は大崎の方で、土地は、野木平から火立の峯に行く途中の金網柵をしております。2カ所のうち今回は1カ所がこの方の土地となります。もう1カ所は、来月以降の申請となると思います。更新手続きですので、問題はないと思います。以上です。

○2 番委員

2番です。番号7について報告いたします。3月20日夕方5時半、借り人の父が立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は、さとうきび・ジャガイモ・安納芋などを作る新規就農5年目の若者です。畑には安納芋を植えたいとのことです。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても、何ら申し分ありません。貸し人とは電話で確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

番号8について報告いたします。3月19日朝8時半、借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人はマンゴー・安納芋を作る農地所有適格法人です。更新物件です。現地は、安納いもの育苗ハウスと何も作付けしていない畑があり、来月末には安納芋を植えたいとのことでした。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても何ら申し分ありません。貸し人とは電話で確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

番号9について報告いたします。3月20日朝9時貸し人・借り人立ち会いのもと現地調査を行いました。借り人は畜産・普通作を営む現和校区在住の認定農家です。畑は、貸し人の家の西側にあり、牧草を植えておりました。農業機械についても一式揃っており、経営技術においても何ら申し分ありません。貸し人とは自宅を訪問し確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

無いようですので採決をいたします。「利用権の設定」整理番号1番から9番について、原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「利用権の設定」整理番号1番から9番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

続きまして「利用権の設定」整理番号10番について審議いたします。審議の間、私は退室しますので、議長を職務代理にお願いいたします。

○職務代理

それでは、会長に代わりまして議事を進行いたします。議案第4号「利用権の設定」整理番号10番について審議いたします。それでは担当委員の報告をよろしくお願いたします。

○5 番委員

5番委員です。整理番号10について説明をいたします。21日午前11時に、借り人と推進委員と自分とで現地を確認いたしました。対象農地は、先ほどの説明のとおり更新分で、貸借に何ら問題のない農地であります。鹿金網柵で周囲を丁寧に囲み整地作業もきれいになされていました。意見はありません。以上です。

○職務代理

これについて質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○職務代理

無いようですので採決をしたいと思っております。「利用権の設定」整理番号10番について、原

案どおり承認する方は挙手でお願いいたします。

○職務代理

全員の賛成ですので「利用権の設定」整理番号10番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。以上で、議長の役目を終了いたします。会長の入室を許可いたします。

○議長

続きまして「所有権の移転」整理番号1番・2番について審議いたします。担当委員の報告をお願いします。

○7番委員

7番です。整理番号1について報告いたします。3月21日朝8時、譲受人立会いのもと、推進委員とともに現地調査を行いました。譲受人は畜産と安納芋などを営む安納校区在住の農地所有適格法人です。譲渡人とは親戚関係であり、面積も360平米と狭いことから、今回の申請どおり無償贈与ということになったようでございます。申請地には、すでにハウスが2棟建ち、安納芋の苗床として利用されていました。農業機械等についても一式揃っており、経営技術的にも何ら申し分ないと思います。なお、譲渡人には電話で確認を取っております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。

○9番委員

9番です。整理番号2番・3番について報告いたします。3月19日、譲受人、推進委員の3名で現地確認を行いました。当農地は、現和と安城の境に位置し、近くに鉄浜海岸のある3筆です。譲受人は、安城在住の認定農家であり、毎年、安納芋を三町歩ほど作付けしております。今回の申請理由ですが、整理番号2番の農地は、3年ほど前に、整理番号3番の農地は約10年ほど前に売買が行われておりましたが、所有権の移転がまだ行っていなかったため、今回の申請になったとのことです。譲渡人には電話にて内容を確認しております。以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。以上です。

○議長

ありがとうございました。この件について質疑のある方は挙手でお願いをいたします。

○議長

無いですので採決をいたします。「所有権の移転」整理番号1番・2番について原案どおり承認する方は挙手をお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。全員の賛成ですので「所有権の移転」整理番号1番・2番については、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

以上で本日の議案審議を終了いたします。

会 長

5番委員

6番委員